

北名古屋市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年11月29日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

6 北 秘 第 6 0 号

令和6年11月20日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年11月8日付け6北監第54号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<秘書広報課>

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

北名古屋市広報紙等配布業務について、業務の履行内容や支払に影響はなかったが、契約に係る各種書面中の記載が一部統一されていないものがあった。

(2) 庶務事務について

ア 補助金の申請書類について、受付印のないものがあった。

イ 公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項について、令和7年度から契約仕様書等の記載内容を統一し、適正な事務処理を行います。

(2)のア 指摘事項については、今後、補助金の申請から完了に至るまでの事務処理を適正に行います。

(2)のイ 指摘事項については、今後、旅行命令簿（出張伺）を作成し、事務処理を適正に行います。

3 【監査委員意見】

契約事務にあたっては、業務の確実な履行を担保するため、契約件名、履行内容、履行期間等が適切に設定されるよう精査するとともに、整然とした文書作成に留意されたい。

4 【措置状況】

契約事務については、これまでの慣例に囚われることなく、契約件名や履行内容、履行期間等が適切に設定されているかのチェックがされるよう、課内における確認体制の構築を図ります。また、財政課作成の「契約事務について」の手引きを改めて共有させることで、適切な契約事務の処理や文書作成に努めます。

6 北 人 第 6 2 号

令和6年11月19日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年11月8日付け6北監第54号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<人事課>

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

産業医委託業務について、完了届の受領及び検査調書の作成がされていなかった。

2 【措置状況】

指摘事項については、令和6年度の委託業務完了時から適正な事務処理を行います。

3 【監査委員意見】

(1) 職員給与から天引きする各種費用に係る事務及び各種手当等に係る事務の実務の実施にあたっては、事務手続きに遺漏の生じることがないように、確実な実施手順の策定や確認体制の構築に努められたい。また、関係職員への周知及び注意喚起を引き続き徹底されたい。

(2) 業務委託契約の締結にあたっては、委託料の積算の根拠を明確にし、仕様書等の契約書面中に適切に記載されたい。

4 【措置状況】

(1) 従来の手順のみに囚われることなく、確実なチェックがされるよう実施手順の策定や確認体制の構築に努めます。また、給与支給のメール本文に支給内容の確認をするよう文言を記載していますが、住所変更等の届出があった際に個別で声がけをするなどして徹底を図ります。

(2) 委託料の積算の根拠を明確にし、仕様書等の契約書面中に記載したうえで適切な業務委託契約をします。